

# 令和8年度 事業計画

## I 基本方針

総務省の公表した2025年9月15日現在での65歳以上の高齢者の人口推計は、3619万人と前年より5万人の減少となりましたが、総人口に占める割合（高齢化率）は29.4%と前年に比べ0.1ポイント上昇し、過去最高を更新しました。

当市においても2025年11月末現在での高齢化率は33%と全国平均を上回っており少子高齢化が一段と加速しています。

さらに労働市場では、若者の県外流出が収まらず、経済活動や社会保障を支える生産年齢人口（15～64歳）の減少が続き、2025年12月の有効求人倍率は1.36倍と県全体の1.18倍、全国の1.23倍よりも高い数値を示すなど、依然として人手不足感が顕著となっています。因みに文部科学省のまとめでは2025年3月に青森県内の高校を卒業した生徒の県内就職率は全国ワースト2位の61.2%との報道があり、若者の地元定着が課題となっています。

こうした社会背景のもと、当センターとしては、少子高齢化の進行、地域における人手不足、国が進める高齢者就業施策等の方向性を踏まえた上で、令和8年度においても会員拡大を核に据えて、企業退職者層への働きかけの強化、退会抑制、多様な就業機会の開拓などを重点に事業を推進します。また、「第7次中期計画」の期間終了に伴い、平成8年度から29年間に亘り策定してきた当該中期計画は役割を終えたものとして、第7次中期計画期間終了をもって廃止とし、令和8年度以降の事業目標は、前年度実績を基準とする単年度毎の目標値に切り替えることとします。

加えて、フリーランス法施行に伴う新たな契約方法への円滑な移行に努めるとともに、デジタル社会の到来を踏まえ、センターの経営基盤強化を図るためデジタル化を推進します。具体的にはWeb入会、Web受注など業務の効率化、簡素化や経費の縮減等に資する各種システムの積極的活用及び会員のデジタル利用の促進に取り組みます。

しかし、会員のデジタル利用に向けて全会員登録を目指した『スマイル トゥ スマイル』の登録者数は未だ5割にとどまっているため、令和8年度から一部実施予定のデジタル化は見送らざるを得ない状況となっています。そのため、本年度は改めて登録会員の拡大を目指すこととし、実施は次年度以降とします。

このように多くの課題を抱えながらも会員の多様なニーズに応えるため、新たな就業の掘り起こしを行うとともに、新たな目標達成に向けた取組みを推進することで、人手不足の軽減や地域経済の活性化に寄与するため、次の事項を重点として事業を展開します。

### 【重点事項】

- ① 会員拡大と就業機会の拡大
- ② 事故の根絶と適正就業の確立
- ③ 普及啓発活動の効果的推進
- ④ 会員相互の連携強化と地域との信頼関係の確立

## II 事業目標

### 1 事業目標

中期計画廃止に伴う新たな事業目標は、前年度実績を基準とする項目別（会員数・契約金額・就業延人員・就業率）目標値とすることから、令和7年度の事業実績を目標値とし、その達成に努めます。

## III 事業実施計画

### 1 就業機会提供事業

センターの事業の根幹をなす受託事業のほか労働者派遣事業または有料職業紹介事業のいわゆる『事業の3本の柱』を基礎に、受託事業から移行した包括的契約に係る事業など多様化する会員の働き方に対応するため、それぞれの事業の仕組みに応じた活用を図り就業機会の提供拡大に積極的に取り組みます。

#### (1) 受託事業（請負・委任）及び包括的契約に係る事業の拡大

センターの根幹をなす事業として、潜在的なニーズの掘り起こしをはじめ、新たな就業分野の開拓に努めるため、PR活動や企業訪問等、仕事の拡大に向けた計画的な受注活動を推進します。

#### (2) 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の推進

派遣元事業主の青森県シルバー人材センター連合会との連携・協力を密にし、事業に携わる職員のスキルアップや就業の開拓、または情報の収集等に共に取り組むことで派遣就業の拡大につなげるとともに、多様な働き方を推進します。

#### (3) 有料職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者に対して有料の職業紹介事業を行います。

### 2 就業機会確保事業

センターの会員が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、地域の就業ニーズの的確な把握に努めるとともに受注可能な仕事の開拓を行います。

また、効率的かつ効果的な普及啓発活動や安全・適正就業の推進に取り組むなど、事業の適正な運営を図ります。

#### (1) 安全・適正就業対策推進事業の強化

会員の安全就業は『安全・適正なシルバー事業』を展開するうえで基幹をなすものであり、重篤事故、傷害あるいは損害賠償事故の根絶を目指し、組織を挙げて取り組みます。

センターでは、安全・適正就業委員会策定の年次計画に基づき、委員と職員合同による安全パトロールや安全講習を実施するほか、ここ数年来、増加傾向にある蜂刺されによる傷害事故防止のための注意喚起やインフルエンザ、コロナ感染症及び熱中症予防、または健康管理に関する情報について事務局だより等を通じて提供し、日常的に健康維持管理、体力づく

りなどを図るよう安全意識の徹底とその高揚に取り組みます。

- ① 塵芥収集車安全教育講習
- ② 刈払機安全操作講習
- ③ 除雪機安全操作講習
- ④ チェーンソー安全操作講習
- ⑤ 送迎運転講習
- ⑥ 普通救命講習

また、交通事故防止のためセンター所有車輛等にドライブレコーダーを設置するとともに、道交法施行規則改正に伴い、事務局と職群班4班に対してアルコール検知器による酒気帯び等の有無の確認を継続実施します。

さらに、不測の事態に対応するため引き続きシルバー保険（傷害・賠償責任）及び情報漏えい保険への加入を推進することで安心・安全体制の強化に努めるとともに、シルバー派遣事業への移行やローテーション就業を積極的に推進することにより就業の適正化を図ります。

## (2) 普及啓発事業の展開

シルバー事業の意義を地域社会に広く周知するとともに、就業開拓及び高齢者の入会を促進するため、次の事項を重点に効率的・効果的な普及啓発活動を展開する。

- ① チラシ・リーフレット等の配布
- ② ポスターの掲示や会報及びパンフレットの配置
- ③ ホームページの活用やメディアを通じた広報活動の推進
- ④ 他団体等開催イベントへの参加による広報活動の推進
- ⑤ 『はちのへシルバー人材センター生き活きまつり』の開催
- ⑥ ボランティア活動の実施
- ⑦ 入会説明会開催によるシルバー事業の啓発
- ⑧ 夫婦会員への会費減免の実施

## (3) 就業開拓提供事業の展開

会員の希望する仕事や就業の機会を確保するため、民間事業所、官公庁等への訪問や宣伝・広告媒体の積極活用により、会員にふさわしい就業分野を開拓するとともに、会員の能力や経験を把握し希望に沿った仕事の提供に努めます。

また、ホームページからの仕事の申込み（Web受注）や代金の支払いをコンビニからでも行うことができるシステムの継続導入など、受注事務の迅速化・簡略化を一層推進することで発注者に対する利便の向上を図ります。

## (4) 講習・研修事業の実施

就業先の拡大を図るためには、発注者に対する良質なサービスの提供と良好な評価が不可欠となります。そのため、センターでは市民サービスの充実に取り組むとともに就業に必要な知識・技能・技術の習得ならびに向上を図るため、八戸市及び青森県シルバー人材センター連合会等と連携し、次の講習及び研修を実施します。

- ① 庭木剪定講習
- ② 草刈講習
- ③ 家事援助講習
- ④ 接遇講習
- ⑤ うみねこヘルパー養成研修
- ⑥ スマートフォン教室
- ⑦ 庭木管理研修（庭木班）
- ⑧ 毛筆研修（毛筆筆耕班）

### 3 情報の提供等

安全就業や健康管理、または就業に関する情報、並びに講習や行事のお知らせなどの各種情報については「事務局だより」を通じてタイムリーに提供します。併せて、情報のデジタル化を進めるため『スマイル トゥ スマイル』の登録拡大に努め、「事務局だより」の紙配付からデジタルへのペーパーレス化を推進します。またホームページを活用した情報の発信や会報・リーフレットを作成し、公共施設等に配置をするなど、市民に対するシルバー事業の啓発と情報提供を推進します。

### 4 福利厚生の実施

会員相互の連帯意識の高揚または福祉の増進に資するため、熱中症見舞金制度への継続加入や新入会員に対するSCマーク入り作業帽の配付、また永年在籍会員の表彰では、10年及び20年在籍会員を表彰対象とするほか、「事務局だより」を通じて会員の健康の維持、増進を推進します。

### 5 諸会議の開催

センターの事業運営に関して必要な会議を、次のとおり開催します。

#### (1) 定款に定める会議

会 議 名	開催回数
定時総会	1回
理 事 会	4回

#### (2) その他の会議

必要に応じ随時開催します。